

独立行政法人国民生活センターの事務・事業及び組織形態についての意見(案)

資料4

平成19年8月17日

項 目	意 見
事 務 ・ 事 業	1 相談事業 直接相談の廃止には慎重であるべきである。仮に直接相談が縮小・廃止される場合には、国民生活センターが消費者トラブルの実情を直接把握する能力が低下することのないように配慮すべきである。 2 商品テスト事業 製品事故が多発するなか国民の安全・安心を守るための施策の必要性は高まっており、国民生活センターの商品テスト事業は縮小ではなく、必要な施設・設備の整備は行うべきである。 3 裁判外紛争解決機能の整備・充実 裁判外紛争解決機能の整備・充実に関し、消費者問題の特性、他の裁判外紛争解決制度の例も考慮し、科学的かつ実務的な知見を十分踏まえた制度設計に努め、紛争解決の件数や処理期間につき合理的な根拠に基づいた適切な目標値を設定すべきである。
組 織 形 態	1 独立行政法人国民生活センターの必要性 消費者と事業者の間に情報・交渉力の格差があることなどから、消費者基本法において消費者政策の推進は国の責務であるとされている。消費者利益の擁護・増進を図るために、全国の都道府県・市町村の消費生活センター等の中核機関としての役割を担う独立行政法人国民生活センターの業務は、国民生活の安全・安心を図るために不可欠なものであり、民間では代替できないものである。 国民生活センターは引き続き業務の見直しを図りながら存続させ、その機能を強化させるべきである。 2 政府の消費者行政の在り方について 我が国の消費者行政は十分とは言えない。今後、規制緩和の影響が出ることが予想されるなかで、消費者行政は益々重要になる。独立行政法人国民生活センターの機能強化のみならず、内閣府の消費者行政の機能・権限を強化すべきである。